

平成 27 年度県立大師高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立大師高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的にして、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

大師高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、不祥事ゼロプログラムに係る担当総括教諭をはじめとする総括教諭は、校長及び副校長・教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画

目標

- ① 個人情報の管理を徹底し、個人情報の流失等の事故を未然に防止する。
- ② 私費取扱いにおける事故の発生を未然に防止する。
- ③ 業務執行に係る事故・不祥事の発生を未然に防止し、文書、備品管理を適正に行う。
- ④ 体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。
- ⑤ セクハラ・わいせつ行為を未然に防止する。
- ⑥ 交通事故、公務外非行を未然に防止する。

行動計画

別紙「平成 26 年度・大師高等学校不祥事ゼロプログラム年間行動計画」のように定める。

3 検証及び評価

(1) 第一次検証及び評価

2に規定する行動計画について、9月末までの実施状況を確認し、評価を行う。未実施の場合には11月中に必要な補完措置を講じる。

(2) 第二次検証および評価

2に規定する行動計画について、1月初旬までの実施状況を確認し、評価を行う。未実施の場合には2月中に必要な補完措置を講じる。

(3) 最終評価及び全体評価

第二次検証および評価に基づいて実施した補完措置や行動計画の修正などについて、実施状況を確認し、実施した行動等の評価を行う。最終検証を行うとともに、全体評価を行う。最終評価及び全体評価の実施時期は、平成 26 年 3 月中旬とする。

(4) プログラム実施の総括

最終評価及び全体評価を踏まえ、平成 25 年度事不祥事ゼロプログラムの総括を行う。

(5) 次年度計画の策定

平成 25 年度不祥事ゼロプログラムの総括をもとに、新たな目標設定を行い、平成 26 年度不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3の(4)のプログラム実施の総括を踏まえ、「実施結果」をとりまとめ、教育局行政課へ提出する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的な手続きについては、企画会議（事故防止会議）がこれを行う。

平成 27 年度・大師高等学校不祥事ゼロプログラム年間行動計画

課題	①個人情報 管理の徹底	②適正な私費 会計・現金管理	③ 適切な業務 執行体制	④体罰・不適切 指導の防止	⑤セクハラ・わい せつ行為の防止	⑥交通事故・公務 外非行防止
4月	カリキュラム研修 会で申合せ事項の 確認	会計担当者による 管理体制の確認	業務体制の確認	啓発資料配布		
5月	個人情報持ち出し 簿の確認	予算と執行につい ての研修会	教職員の服務意識 啓発	生徒連絡協議会で 情報共有	啓発資料の配布 ・部活動 ・教育実習	啓発資料掲示 ・酒酔い運転
6月	PC・USBの 一斉点検	私費執行の研修会	文書保存と廃棄に ついての確認	アンケートによる 調査	教育実習に向け啓 発資料の配布	運転免許等更新の 確認
7月	啓発資料配布	事故防止全体会議 で啓発資料配布	各グループ起案文 書等の点検	生徒連絡協議会で 情報共有	事故防止全体会議 で啓発資料配布	事故防止全体会議 で啓発資料配布
8月	カリキュラム研修 会で体制確認	私費執行状況の確 認	廃棄文書・廃棄物 品の確認	ケース会議や支援 体制の確認	チェックシートに よる中間点検	
9月	事故防止全体会議 で啓発資料配布	中間監査に向けて の前期締め切り 管理体制の再検討	啓発資料配布	事故防止全体会議 で啓発資料配布	事故防止全体会議 で啓発資料配布	事故防止全体会議 で啓発資料配布
10 月	個人情報持ち出し の中間確認	中間監査	事故防止全体会議 ・調査書作成点検	事故防止全体会議 ・懲戒処分事例		事故防止全体会議 ・交通違反防止 ・事故対応
11 月	チェックシートに よるセキュリティ 点検	中間監査後の確認	備品管理体制の見 直し	外部講師による人 権研修会	事例による研修	
12 月	事故防止全体会議 で啓発資料配布	3年次の会計締め 切り、返金確認	事故防止全体会議 で啓発資料配布	事故防止全体会議 で啓発資料配布	事故防止全体会議 で啓発資料配布	啓発資料配布
1, 2 月	PC・USBの 一斉点検	年度末最終執行の 確認	事故防止全体会議 ・入学者選抜 ・試験問題管理			不祥事防止のため の個別相談
3月	紙媒体廃棄・電子 媒体削除	年度末会計処理と 返金確認	年度末文書保存の 状況確認	年度末のまとめ		
②③を中心に上記の予定で研修を行う						